

第 3 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 27 年 3 月 19 日 (木) 午後 2 時 00 分

場 所 津市久居庁舎 3 階 大会議室 3

出席部会委員 25伊藤^{いとう} 武則^{たけのり}・26稲葉^{いなば} 和久^{かずひさ}・27大井^{おおい} 一司^{かずし}・28鈴木^{すずき} 照正^{てるまさ}
29田口^{たぐち} 慶則^{よしのり}・30諸戸^{もろと} 善昭^{よしあき}・31上川^{うえかわ} 洋文^{ひろふみ}・32田中^{たなか} 竹次^{たけつぐ}
33守山^{もりやま} 孝之^{たかゆき}・35池田^{いけだ} 昌司^{まさし}・36井谷^{いたに} 功^{いさお}・37岸野^{きしの} 隆夫^{たかお}
38中川^{なかがわ} 和雄^{かずお}・39藤田^{ふじた} 武^{たけし}・40結城^{ゆうき} 晋三^{しんぞう}・42片岡^{かたおか} 眞郁^{まさいく}
47中谷^{なかたに} 秀也^{ひでや}

以上 17 名

欠席部会委員

出席部会員外委員 34 浅井^{あさい} 競^{きそお}

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 大西主幹・中西担当副主幹

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：前田担当副主幹
美杉：小林担当副主幹

議事録署名者 31上川^{うえかわ} 洋文^{ひろふみ}・42片岡^{かたおか} 眞郁^{まさいく}

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 時効取得による所有権の移転について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 4 号 非農地証明願について
議案第 5 号 農地法経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

議長 それでは、第3回第2農地部会を開会させていただきます。
本日の議事録署名に指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。
31番 上川委員、42番 片岡委員、ご兩人よろしくお願います。
まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第5号につきまして、事務局から一括して報告をお願いします。事務局、よろしくお願います。

事務局 議案書の1ページから9ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。
番号1から61で、9ページになりますが、件数は61件、合計面積は172,238㎡、このうち田が165,257㎡、畑が6,981㎡でございます。これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
10ページから16ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。
番号1から11で、16ページになりますが、合計で件数は11件、面積は71,473.12㎡で、その内訳は、田が55,402㎡、畑が15,486㎡、その他、これは台帳地目が宅地で現況地目が畑ですが、585.12㎡でございます。これらにつきましては、相続の届出でございます。あっせんの希望はございませんでした。
また、現況地目が宅地や原野になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
17ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。
番号1、一般個人住宅及び駐車場用地、番号2、作業所及び倉庫用地、件数は、この2件で、面積は畑で463㎡でございます。
18ページをお願いいたします。
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。
番号1及び2は、駐車場用地、番号3は、一般個人住宅用地の3件で、合計面積は畑で651㎡でございます。
19ページをお願いいたします。
報告第5号 時効取得による所有権の移転についてでございます。
番号1、権利者 _____、面積は畑で204㎡、取得年月日、平成6年5月20日でございます。権利者は、当該土地を20年以上にわたり農地として管理しており、取得時効が完成しております。件数はこの1件でございます。
報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願います。

議長 ありがとうございます。
事務局からの報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願います。
次に、議案事項に入らせていただきます。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許

可・所有権移転)を議題とします。事務局、説明願います。

事務局

20ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、面積28,650㎡、渡人_____
面積28,650㎡、申請地 川方町コウゾ_____
台帳地目 田、現況地目 畑、面積537㎡です。

これにつきましては、親子間で申請地を贈与するものです。

番号2、地区 久居、受人 _____、面積45,202㎡、渡人_____
面積1233㎡、申請地 久居明神町風早_____
台帳地目・現況地目とも田、面積1,401㎡、外4筆、合計面積4,090㎡。

番号3、地区 久居、受人 _____、面積45,202㎡、渡人_____
面積10,233㎡、申請地 久居明神町風早_____
台帳地目・現況地目とも田、面積552㎡。

この2件につきましては、受人は、後継者不在のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 波瀬、受人 _____、面積426㎡、渡人 _____、面積757㎡、申請地 一志町波瀬黒杭_____
台帳地目・現況地目とも畑、面積328㎡となります。

これにつきましては、受人は、遠方のため耕作が不便な渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。許可後の耕作面積は、利用権設定を含め5,940㎡となります。

番号5、地区 大三、受人 _____、面積9,115㎡、渡人 _____、面積2,875㎡、申請地 白山町三ヶ野上広_____
台帳地目・現況地目とも畑、面積797㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は5件で、合計面積は6,304㎡、この内訳は、田が5,179㎡、畑が1,125㎡でございます。

いずれの案件につきまして、農業を真面目に行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありましたが、現地に立ち合っただきました地元委員のご意見をお伺いいたします。1番、お願いします。

田口委員

29番 田口。12日に現地確認させていただきました。詳細については事務局のとおりでございます。場所は高茶屋のところにある_____から南へ200mぐらいのところ。何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。2番、3番、お願いします。

大井委員	<p>27番 大井。12日に現地確認に行つてまいりました。2番、3番、続けて説明させていただきます。</p> <p>場所は、_____の西側のところに点在する田んぼでして、この_____さんは、30代後半で、戸木町地内で農業をバリバリやられています。その方に_____さんは農地を託したいということです。内容については、事務局説明のとおりです。</p> <p>3番についても、場所は_____のちょうど北側、ちょっと離れたところにある田んぼでして、内容については同じです。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。4番、お願ひします。</p>
上川委員	<p>31番 上川。12日に地元委員とともに行つてきました。事務局の説明どおり何ら問題ありませんので、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。5番、お願ひします。</p>
井谷委員	<p>36番 井谷。12日に浅井委員、池田委員、私と、事務局で現場を見てきました。場所は、国道165号を行つてもらつて、ちょうどとつかりに、_____があるんですが、そのちょっと山の上へ上がった集落があつて、その一番外れのところにちょうど_____とそれから柿畑のところにあるんですが、見たところ何ら問題はないです。よろしくご審議をお願ひします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それでは、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。</p>
部会委員	<p><一同 意見なし></p>
議 長	<p>それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よつて、議案第1号については許可することに決定したいと思ひます。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明願ひます。</p>
事 務 局	<p>21ページをお願ひいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。</p> <p>番号1、地区 久居、申請者 _____、申請地 戸木町狐塚_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積321㎡です。</p> <p>これにつきましては、申請地を戦前から住宅地として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区 久居、申請者 _____、申請地 久居藤ヶ丘町藤谷_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積529㎡、外1筆、合計面積</p>

1, 015㎡。

これにつきましては、隣接山林122㎡を含め申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は466.56㎡で、全体敷地面積の41%になります。

なお、申請地は、1年ほど前から_____の資材置き場として利用されていたとのことで、始末書が提出されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、申請者 _____、申請地 新家町松ノ中_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積610㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は231.5㎡で、転用面積の38%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、申請者 _____、申請地 森町南田_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積39㎡、外1筆、合計面積 65㎡。

これにつきましては、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 大井、申請者 _____、申請地 一志町大仰水引_____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積687㎡、外1筆、合計面積921㎡。

これにつきましては、申請地は平成10年ごろ山林としており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 下多気、申請者 _____、申請地 美杉町下多気漆_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積872㎡、外1筆、合計面積1,954㎡。

これにつきましては、申請地は平成6年ごろから資材置き場として利用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 下之川、申請者 _____、申請地 美杉町下之川村_____、台帳地目・現況地目とも田、面積293㎡。

これにつきましては、申請地を近隣施設来訪者への貸駐車場とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は7件、合計面積は5,179㎡、その内訳は田が4,183㎡、畑が996㎡でございます。いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、現地に立ち合っていたいただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

大井委員 27番 大井。12日に現地確認に行っていました。場所は戸木町狐塚の集落の中でして、申請者の_____さんの本宅の南側で、事務局説明のとおり戦前に建てられたもので、特に問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

伊藤委員	25番 伊藤。12日に現地確認に行っていました。場所は、_____から、国道165号を高茶屋方面に下り1kmぐらい行きまして、北口地区を北向き500mぐらい入ったところで、_____がありまして、その近くです。事務局の説明どおり何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議ください。
議長	ありがとうございます。3番、お願いします。
田口委員	29番 田口。12日に現地確認させていただきました。詳細は事務局のとおりですが、場所は_____の西へ300mぐらい行ったところです。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。4番、お願いします。
鈴木委員	28番 鈴木。12日に地元委員と事務局で現地確認に行っていました。場所は、_____、また_____がありまして、それを長野川を渡りまして、その南側にある森町の集落になります。その集落の南の端で、納屋とか庭園にされています。詳細については、事務局の説明どおりです。よろしくご審議お願いいたします。
議長	ありがとうございます。5番、お願いします。
上川委員	31番 上川。12日に現地確認させていただきました。場所は_____の西で、間口が20mぐらいの谷です。現在、孟宗竹がどんどん生えております。何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。6番、お願いします。
結城委員	40番 結城。6番、7番について説明をいたします。 6番は、12日に会長、部会長、事務局が地元の委員4名と確認をいたしまして、資材置場にしたいということでございます。 それで、近隣に迷惑をかけないように注意をしてきました。始末書の提出もあるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。 7番は、12日に地元委員と事務局で立会いをしました。周囲が宅地、道路に囲まれた農地であるということ、それから近隣は_____の駐車場があり、_____とか、今度_____とか_____を建設する用地がありまして、その用地と建設に伴う工事用の道路に挟まれて、一面だけ残った土地なんです。これが仕方ないということで、貸駐車場という申請で出てきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
議長	ありがとうございました。ただいま地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。

引き続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 22ページ・23ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、賃借人 _____、渡人 _____、申請地 久居明神町狭見山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積396㎡、外1筆、合計面積548㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、賃借人への貸駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居明神町八丁山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積2,009㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は810.2㎡で、転用面積の40.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 川合、受人 _____、賃借人 _____外2名、渡人 _____外4名、申請地 一志町小山中野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積258㎡、外9筆、合計面積2,287㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、受人と受人からの賃借人3名で太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は1,478㎡で、転用面積の65%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 高岡、受人 _____、渡人 _____外3名、申請地 一志町田尻上ノ _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積459㎡、外5筆、23ページになりますが、合計面積1,813㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を8区画の建て売り分譲住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 八知、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町八知柳笠 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積300㎡。これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を獣害対策のための緩衝地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 川上、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町川上中切 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積188㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は6件、合計面積は7,145㎡で、その内訳は、田300㎡、畑6,845㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。以上、説明がありましたが、立ち合っただきました地元委員のご意見をお伺ひいたします。1番、お願ひします。

稲葉委員 26番 稲葉。1番と2番、一緒にご報告させていただきます。
1番は、12日に現地確認してまいりました。場所は_____から南約400mぐらいにある畑です。事務局の報告より何ら問題ないと思います。
2番は、_____を出られたすぐ真東にあつて道路沿ひにあります。12日午後から、現地確認していただきました。事務局の報告どおり問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。3番、お願ひします。

田中委員 32番 田中。12日に、会長、地元委員2名、事務局で現地を確認いたしました。場所は、一志町の_____の東側、1月にもその方の太陽光発電施設ということで審議をいただいておりますその北側になります。内容については、事務局説明どおりですので、よろしくお願ひしたいと思います。
4番も本庁と事務局2名で、現地を確認いたしました。場所は、_____の西側でございます。細部につきましては、事務局説明どおりですので、よろしくご審議をお願ひします。

議長 ありがとうございます。5番、お願ひします。

藤田委員 39番 藤田。12日に事務局と地元委員が確認に行つてまいりました。農地と山林との間にある土地でございます。獣害対策のために譲り受ける土地を使いたいという申請でございます。よろしくご審議のほどお願ひします。

議長 ありがとうございます。6番、お願ひします。

岸野委員 37番 岸野。これについても、番号5と同様のメンバーで現地調査を行つてまいりました。申請地は、川上の入り口に_____というのがありますが、その周辺でございます。内容をご説明のとおりでございますので、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よつて、議案第3号については、許可することと決定したいと思ひます。

続きまして、議案第4号 非農地証明願についてを議題とします。事務局、説明願います。

事務局

24ページをお願いいたします。

議案第4号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 波瀬、願出者 _____、申請地 一志町波瀬上出_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積158㎡です。

これにつきましては、平成2年4月30日に国土地理院が撮影した航空写真により、このときには既に申請地に建物が建築されていることが確認できます。

このことから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 高岡、願出者 _____、申請地 一志町高野西焼垣内 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積161㎡、外1筆、合計面積224㎡。

これにつきましても、平成2年4月30日に国土地理院が撮影した航空写真により、このときには既に申請地に建物が建築されていることが確認できます。

このことから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上件数は2件、合計面積は畑で382㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、現地に立ち合ってくださいました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

上川委員

31番 上川。12日に現地確認させてもらいまして、この土地、全て住宅に囲まれたところでございます。始末書等も出ておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。2番、お願いします。

田中委員

32番 田中。12日に委員2名と事務局2名で現地確認をいたしました。場所は、_____の北側100mぐらいのところでございます。細部につきましては、事務局説明どおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方の意見をお伺いしたいと思っております。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

部会長

それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
部会長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第4号については証明することと決定したいと思います。</p> <p>続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第5号 農地法経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明願います。</p>
事務局	<p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。</p> <p>表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。</p> <p>各地区別に、下の合計欄でご説明いたします。</p> <p>まず、久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で82,279㎡、畑の賃貸借、使用貸借で8,026㎡、契約件数は53件でございます。</p> <p>一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で186,692㎡、畑の賃貸借、使用貸借で7,933㎡、契約件数は167件でございます。</p> <p>白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で484,451㎡、畑の賃貸借、使用貸借で2,582㎡、契約件数は280件でございます。</p> <p>美杉地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で6,804㎡、契約件数は5件でございます。</p> <p>以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて760,226㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて18,541㎡、合計契約件数は505件、合計面積は778,767㎡となっております。</p> <p>次に認定農業者への集積状況でございます。</p> <p>地区別の認定農業者への集積は久居地区が22件、一志地区が71件、白山地区が144件、合計で237件、合計面積は671,600㎡でございます。</p> <p>今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	ありがとうございます。説明が終わりましたので、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。
大井委員	何故、今回、白山地区で、新規の案件が多く発生したんですか。何か特別な理由があるんですか。
事務局	農協との三者契約の更新時期が3月に多く、そこで更新ということで申請されています。
大井委員	新規が多いですね、これ。その再設定はわかるんですけど、何か別の動きがあったのかなと思ったものですから。
中谷委員	<p>昨年の方は、多分、農地中間管理機構の件があるんだと思います。うちも頼んであったので。</p> <p>昨年の最初に農地中間管理機構の話があったので、農協の手続きが止まっ いて、そちらに手続きする予定がありました。それが遅れましたので、今年、</p>

まとめて手続きをしたんだと思います。

議 長 それではよろしいですか。

部会委員 <一同 はい>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については適正であると認め、市長に進達することといたします。

以上で、本部会に付議されました議案は全て終了いたしました。ありがとうございます。

午後2時47分

上記は、第3回第2農地部会の議事を録したものである。

平成27年3月19日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____